

第35回

島原市農業委員会総会議事録

注：発言の内容については、その要旨を記載しております。

(発言そのものの記載ではありません。)

この公開用議事録は個人情報に関連すると思われる部分等については削除しています。

令和2年4月27日（月）午後2時00分より

於：島原市役所有明庁舎 3階大会議室

1. 開会日時 令和2年4月27日(月) 14時00分
2. 閉会時間 令和2年4月27日(月) 14時33分
3. 開催場所 市役所有明庁舎 3階大会議室
4. 出席委員者の数 16名
5. 欠席委員者の数 2名
6. 農地利用最適化推進委員出席者の数 3名
7. 報告事項
報告第1号 使用貸借解約通知書について
8. 議案
第1号議案 農地法第3条第1項(所有権移転)の規定による許可申請について
第2号議案 農地法第4条第1項の規定による許可申請について
第3号議案 農地法第5条第1項の規定による許可後の計画変更承認申請について
第4号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請について
第5号議案 非農地証明願について
第6号議案 農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画(案)について
第7号議案 中間管理機構を介した農用地利用配分計画(案)について

議長

皆さんこんにちは、只今より、第35回島原市農業委員会の総会を開催します。

本日、・番・・・・委員、・番・・・・委員は所要の為、欠席との連絡がっております。

本日の出席者数は、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により、定足数に達しておりますので総会は成立しております。

議事録署名委員の指名につきましては、島原市農業委員会会議規則 第15条第2項の規定により、議長が指名することになっており、・番・・・・委員、・番・・・・委員を指名します。

議長

初めに、報告事項です。事務局の説明を求めます。

事務局

報告第1号、使用貸借解約通知書について報告します。

議案集1ページから2ページに記載のとおり、4件 21筆 19,918平方メートルの届けがありました。

以上で報告を終わります。

議長

ただいまの報告に対して、ご意見、ご質問等はありませんか。

(「なし」という発声)

議長

ご意見、ご質問等がないようですので、議案に入ります。

第1号議案 農地法第3条第1項(所有権移転)の規定による許可申請の1番を上程します。

事務局の説明を求めます。

事務局

第1号議案 農地法第3条第1項(所有権移転)の規定による許可申請の1番について説明します。譲受人及び譲渡人は、議案集3ページ1番に記載のとおりで、畑 3筆 992平方メートルを売買するための申請です。

取得後の耕作面積は、4,764.28平方メートルで、農機具は、トラクター1台、草刈機1台を所有しており、すべての許可要件を満たしております。

以上で説明を終わります。ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長

只今の説明に関連して、現地調査員より現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

．．．． 委員

現地調査員

第1号議案 農地法第3条第1項(所有権移転)の規定による許可申請の1番について報告します。

1番の譲受人は、兼業農家で57年の農作業歴があります。

妻と2人で農業を営んでおり、玉ねぎを作付し、通作距離は自宅から10メートルということで、問題なしと見て参りました。

ご審議のほど、よろしくをお願いします。

議長

只今、説明がありましたが、第1号議案の1番について、ご意見等はありませんか。

(「なし」という発声)

議長

ご意見等がありませんので、第1号議案の1番について、許可することに異議ありませんか。

(「異議なし」という発声)

議長

異議なしと認めます。よって、第1号議案 農地法第3条第1項(所有権移転)の規定による許可申請の1番は許可することに決定します。

次に、第2号議案 農地法第4条第1項の規定による許可申請の1番を上程します。

事務局の説明を求めます。

事務局

第2号議案 農地法第4条第1項の規定による許可申請の1番について説明します。

申請人は、議案集4ページ1番に記載のとおりで、申請地を隣接する宅地と共に住宅用地として利用したいとの申請です。

また、この許可申請は、事前着工がされ、違反転用となっております。

議案集の5ページをご覧ください。

違反転用への対応については、資料にありますように(1)違反転用を確認し、(2)－2原状回復は困難と判断し(4)事務局レベルでの協議した結果、簡易手続相当の違反案件の基準②に該当すると、県から通知をいただきましたので、今回(6)追認許可申請を行おうとするものです。

申請地は、都市計画区域内の第一種低層住居専用地域であることから、第3種農地と判断しております。

被害防除計画は別途添付しておりますので説明を省略いたします。

以上で説明を終わります。ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長

只今の説明に関連して、現地調査員より現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

・・・・ 委員

現地調査員

第2号議案 農地法第4条第1項の規定による許可申請の1番について報告します。

申請地は・・・の一角にあり、北側は申請人の宅地、東側及び南側は宅地、西側は道路となっております。

現地は隣接する申請人の宅地と共に住宅用地として利用されており、雨水は自然流下するというところで、問題なしと見て参りました。

ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長

只今、説明がありましたが、第2号議案 農地法第4条第1項の規定による許可申請1番について、ご意見等はありませんか。

(「なし」という発声)

議長

ご意見等がありませんので、第2号議案の1番は許可相当と認めることでよろしいでしょうか。

(「異議なし」という発声)

議長

異議なしと認めます。よって、第2号議案 農地法第4条第1項の規定による許可申請の1番は許可相当と認め、県知事に意見書を送付することに決定します。

次に、第3号議案 農地法第5条第1項の規定による許可後の計画変更承認申請1番と関連がありますので、第4号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請1番を一括して上程します。

事務局の説明を求めます。

事務局

第3号議案 農地法第5条第1項の規定による許可後の計画変更承認申請1番及び第4号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請1番について説明します。

第3号議案 計画変更承認申請については、議案集6ページ1番に記載のとおりで、令和・年・月・日付け長崎県指令・・・農地活第・・・・号で、分譲宅地用地として許可を受けていましたが、承継者からの要望があり、転用者及び転用計画を変更したいとの申請です。

これに伴い、第4号議案 農地法第5条の規定による許可申請1番となります。

譲受人及び譲渡人は、議案集7ページ1番に記載のとおりで、申請地704平方メートルを譲り受け、隣接する譲受人の消防署と共に防災拠点及び消防隊員の訓練施設用地として利用したいとの申請です。

申請地は、都市計画区域内の準工業地域であることから、第3種農地と判断しております。

被害防除計画は別途添付しておりますので説明を省略いたします。

以上で説明を終わります。ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長

只今の説明に関連して、現地調査員より現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

・・・・ 委員

現地調査員

第3号議案 農地法第5条第1項の規定による許可後の計画変更承認申請の1番、及び第4号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請の1番について報告します。

申請地は・・・・の一角にあり、北側及び東側は譲受人の宅地、南側は宅地、西側は雑種地となっております。

盛土造成し擁壁を設け、雨水は水路へ放流となっており、問題なしと見て参りました。

ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長

只今、説明がありましたが、第3号議案 農地法第5条第1項の規定による許可後の計画変更承認申請1番及び第4号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請1番について、ご意見等はありませんか。

(「なし」という発声)

議長

ご意見等がありませんので、まず、第3号議案の1番は許可相当と認めることでよろしいでしょうか。

(「異議なし」という発声)

議長

異議なしと認めます。よって、第3号議案 農地法第5条第1項の規定による許可後の計画変更承認申請の1番は許可相当と認め、県知事に意見書を送付することに決定します。

次に、第4号議案の1番について、許可相当と認めることでよろしいでしょうか。

(「異議なし」という発声)

議長

異議なしと認めます。よって、第4号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請の1番は許可相当と認め、県知事に意見書を送付することに決定します。

次に、第4号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請の2番を上程します。

事務局の説明を求めます。

事務局

第4号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請の2番について説明します。

使用借人及び使用貸人は、議案集7ページ2番に記載のとおりで、申請地449平方メートルを借り受け、木造平屋建住宅を建築したいとの申請です。

申請地は、土地区画整備事業の区域内であることから第3種農地と判断しております。

被害防除計画は別途添付しておりますので説明を省略いたします。

以上で説明を終わります。ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長

只今の説明に関連して、現地調査員より現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

・・・ 委員

現地調査員

第4号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請の2番について報告します。

申請地は・・・の一角にあり、北側は道路、東側は宅地、南側は道路、西側は貸人の宅地となっております。

現状のまま利用し、雨水は自然流下、汚水及び生活雑排水は合併浄化槽を経由して道路側溝へ放流となっており、問題なしと見て参りました。

ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長

只今、説明がありましたが、第4号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請2番について、ご意見等はありませんか。

(「なし」という発声)

議長

ご意見等がありませんので、第4号議案の2番は許可相当と認めることでよろしいでしょうか。

(「異議なし」という発声)

議長

異議なしと認めます。よって、第4号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請の2番は許可相当と認め、県知事に意見書を送付することに決定します。

次に、第4号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請の3番を上程します。事務局の説明を求めます。

事務局

第4号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請の3番について説明します。

賃借人及び賃貸人は、議案集7ページ3番に記載のとおりで、申請地495平方メートルを借り受け、従業員及び業務車両用駐車場したいとの申請です。

申請地は、都市計画区域内の第一種住居地域であることから、第3種農地と判断しております。

被害防除計画は別途添付しておりますので説明を省略いたします。

以上で説明を終わります。ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長

只今の説明に関連して、現地調査員より現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

・・・ 委員

現地調査員

第4号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請の3番について報告します。

申請地は・・・・の一角にあり、北側は道路、東側は宅地及び雑種地、南側及び西側は賃貸人の農地となっております。

盛土造成しブロックを設け、雨水は道路側溝へ放流となっており、問題なしと見て参りました。

ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長

只今、説明がありました。第4号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請3番について、ご意見等はありませんか。

(「なし」という発声)

議長

ご意見等がありませんので、第4号議案の3番は許可相当と認めることでよろしいでしょうか。

(「異議なし」という発声)

議長

異議なしと認めます。よって、第4号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請の3番は許可相当と認め、県知事に意見書を送付することに決定します。

次に、第4号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請の4番を上程します。事務局の説明を求めます。

事務局

第4号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請の4番について説明します。

譲受人及び譲渡人は、議案集7ページ4番に記載のとおりで、申請地 364平方メートルを譲り受け、木造平屋建住宅を建築したいとの申請です。

申請地は、都市計画区域内の第一種低層住居専用地域であることから、第3種農地と判断しております。

被害防除計画は別途添付しておりますので説明を省略いたします。

以上で説明を終わります。ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長

只今の説明に関連して、現地調査員より現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

・・・ 委員

現地調査員

第4号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請の4番について報告します。

申請地は・・・の一角にあり、北側は宅地、東側は道路、南側及び西側は農地となっております。

現状のまま利用し、擁壁を設け、雨水は溜桝を経由して道路側溝へ、汚水及び生活雑排水は合併浄化槽を経由して道路側溝へ放流となっており、問題なしと見て参りました。

ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長

只今、説明がありましたが、第4号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請4番について、ご意見等はありませんか。

(「なし」という発声)

議長

ご意見等がありませんので、第4号議案の4番は許可相当と認めることでよろしいでしょうか。

(「異議なし」という発声)

議長

異議なしと認めます。よって、第4号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請の4番は許可相当と認め、県知事に意見書を送付することに決定します。

次に、第4号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請の5番を上程します。

事務局の説明を求めます。

事務局

第4号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請の5番について説明します。

譲受人及び譲渡人は、議案集8ページ5番に記載のとおりで、申請地 119.43平方メートルを譲り受け、隣接する宅地と共に木造平屋建住宅を建築したいとの申請です。

申請地は、都市計画区域内の第一種住居地域であることから、第3種農地と判断しております。

被害防除計画は別途添付しておりますので説明を省略いたします。

以上で説明を終わります。ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長

只今の説明に関連して、現地調査員より現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

・・・・ 委員

現地調査員

第4号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請の5番について報告します。

申請地は・・・・の一角にあり、北側は宅地、東側は譲渡人の農地、南側及び西側は宅地となっております。

盛土造成し、擁壁を設け、雨水は溜枿を經由し水路へ、汚水は、くみ取り、生活雑排水は溜枿を經由して水路へ放流となっており、問題なしと見て参りました。

ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長

只今、説明がありましたが、第4号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請5番について、ご意見等はありませんか。

(「なし」という発声)

議長

ご意見等がありませんので、第4号議案の5番は許可相当と認めることでよろしいでしょうか。

(「異議なし」という発声)

議長

異議なしと認めます。よって、第4号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請の5番は許可相当と認め、県知事に意見書を送付することに決定します。

次に、第4号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請の6番を上程します。事務局の説明を求めます。

事務局

第4号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請の6番について説明します。

譲受人及び譲渡人は、議案集8ページ6番に記載のとおりで、申請地 1, 465平方メートルを譲り受け、建設用資材置場として利用したいとの申請です。

申請地は、都市計画区域内の第一種低層住居専用地域であることから、第3種農地と判断しております。

被害防除計画は別途添付しておりますので説明を省略いたします。

以上で説明を終わります。ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長

只今の説明に関連して、現地調査員より現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

・・・ 委員

現地調査員

第4号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請の6番について報告します。

申請地は・・・の一角にあり、北側は道路、東側は農地、南側及び西側は宅地となっております。現状のまま利用し、擁壁を設け、雨水は道路側溝へ放流となっており、問題なしと見て参りました。

ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長

只今、説明がありましたが、第4号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請6番について、

ご意見等はありませんか。

(「なし」という発声)

議長

ご意見等がありませんので、第4号議案の6番は許可相当と認めることでよろしいでしょうか。

(「異議なし」という発声)

議長

異議なしと認めます。よって、第4号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請の6番は許可相当と認め、県知事に意見書を送付することに決定します。

次に、第5号議案 非農地証明願いの1番を上程します。

事務局の説明を求めます。

事務局

第5号議案 非農地証明願いの1番について説明します。

申出人は、議案集9ページ1番に記載のとおりで、申請地は平成3年月日不詳頃から隣接する宅地と一体に住宅用地として利用されております。

以上で説明を終わります。ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長

只今の説明に関連して、現地調査員より現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

．．．． 委員

現地調査員

第5号議案 非農地証明願いの1番について報告します。

申請地は．．．．の一角にあり、北側は申出人の宅地、東側は雑種地、南側及び西側は道路を挟んで宅地となっております。

現地を見ますと、隣接する宅地と一体に住宅用地として利用されており、非農地証明を交付することに問題なしと見て参りました。

ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長

只今、説明がありましたが、第5号議案の1番について、ご意見等はありませんか。

(「なし」という発声)

議長

ご意見等がありませんので、第5号議案の1番は非農地証明書を交付してよろしいでしょうか。

(「異議なし」という発声)

議長

異議なしと認めます。よって、第5号議案の1番は非農地証明書を交付することに決定します。次に、第5号議案 非農地証明願いの2番を上程します。事務局の説明を求めます。

事務局

第5号議案 非農地証明願いの2番について説明します。

申出人は、議案集9ページ2番に記載のとおりで、申請地は平成9年月日不詳頃から隣接する宅地と一体に住宅用地として利用されております。

以上で説明を終わります。ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長

只今の説明に関連して、現地調査員より現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

・・・・ 委員

現地調査員

第5号議案 非農地証明願いの2番について報告します。

申請地は・・・・の一角にあり、北側及び東側は宅地、南側は道路、西側は宅地となっております。

現地を見ますと、隣接する宅地と一体に住宅用地として利用されており、非農地証明を交付することに問題なしと見て参りました。

ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長

只今、説明がありましたが、第5号議案の2番について、ご意見等はありませんか。

(「なし」という発声)

議長

ご意見等がありませんので、第5号議案の2番は非農地証明書を交付してよろしいでしょうか。

(「異議なし」という発声)

議長

異議なしと認めます。よって、第5号議案の2番は非農地証明書を交付することに決定します。次に、第5号議案 非農地証明願いの3番を上程します。事務局の説明を求めます。

事務局

第5号議案 非農地証明願いの3番について説明します。

申出人は、議案集9ページ3番に記載のとおりで、申請地は昭和54年月日不詳頃から原野化しております。

以上で説明を終わります。ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長

只今の説明に関連して、現地調査員より現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

・・・ 委員

現地調査員

第5号議案 非農地証明願いの3番について報告します。

申請地は・・・の一角にあり、北側は雑種地、東側は道路、南側は山林、西側は道路となっております。

現地を見ますと、原野化しており、非農地証明を交付することに問題なしと見て参りました。

ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長

只今、説明がありましたが、第5号議案の3番について、ご意見等はありませんか。

(「なし」という発声)

議長

ご意見等がありませんので、第5号議案の3番は非農地証明書を交付してよろしいでしょうか。

(「異議なし」という発声)

議長

異議なしと認めます。よって、第5号議案の3番は非農地証明書を交付することに決定します。

次に、第6号議案、農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画(案)について、上程します。事務局の説明を求めます。

本件については、農業委員会等に関する法律第31条の規定により、除斥の必要がありますので、・・・番・・・委員の退場を求めます。

(・・・委員 退場)

議長

事務局の説明を求めます。

事務局

第6号議案、農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画(案)について、説明します。

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、農用地利用集積計画(案)の承認を得ようとするものであります。

利用権設定については、議案集10ページから12ページに記載のとおりで

耕作権の新規設定	4件	6筆	4,581.00	m ²
耕作権の再設定	10件	23筆	17,675.00	m ²
合計	14件	29筆	22,256.00	m ² です。

以上で説明を終わります。ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長

ただいまの説明に対して、ご意見、ご質問等はありませんか。

(「なし」という発声)

議長

ご意見等がありませんので、第6号議案 農用地利用集積計画(案)を承認することに決定してよろしいでしょうか。

(「異議なし」という発声)

議長

異議なしと認めます。よって、第6号議案、農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画(案)は承認することに決定します。

・・・番・・・委員の入場を求めます。

(・・・委員 入場)

議長

第6号議案は承認することに決定いたしましたので、報告します。

次に、第7号議案、中間管理機構を介した農用地利用配分計画(案)について上程します。

事務局の説明を求めます。

事務局

第7号議案、中間管理機構を介した農用地利用配分計画(案)について説明いたします。

議案集の13ページをご覧ください。

この議案は、農地中間管理事業の実施に関する規程に基づき、22筆20,829平方メートルの農地について、島原市より「農用地利用配分計画(案)」の意見聴取の依頼がありました。

1番の農地の受け手は、貸借後の耕作面積が79,961平方メートル、農機具はトラクター3台、管理機3台、動力噴霧器2台等の農業機械器具を所有し、農業従事者は4人で、主に野菜を作付されております。

次に2番から4番の農地の受け手は、貸借後の耕作面積が24,956平方メートル、農機具はトラクター2台、管理機1台、大根洗浄機2台等の農業機械器具を所有し、農業従事者は4人で、主に野菜を作付されております。

次に5番から22番の農地の受け手は、貸借後の耕作面積が20,483平方メートル、農機具はトラクター1台、トラック3台、動力噴霧機4台等の農業機械器具を所有し、農業従事者は3人で、主に野菜を作付されております。

3名ともに、すべての許可要件を満たしております。

以上で説明を終わります。ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長

ただいまの説明に対して、ご意見、ご質問等はありませんか。

(「なし」という発声)

議長

ご意見等がありませんので、第7号議案 中間管理機構を介した農用地利用配分計画（案）について、問題なしということで市に回答してよろしいでしょうか。

（「異議なし」という発声）

議長

ご異議がないようですので、第7号議案は「問題なし」ということで市に回答することに決定します。

以上で、第35回島原市農業委員会に付議されました案件はすべて議了しました。

これで、第35回島原市農業委員会総会を閉会します。

午後2時33分